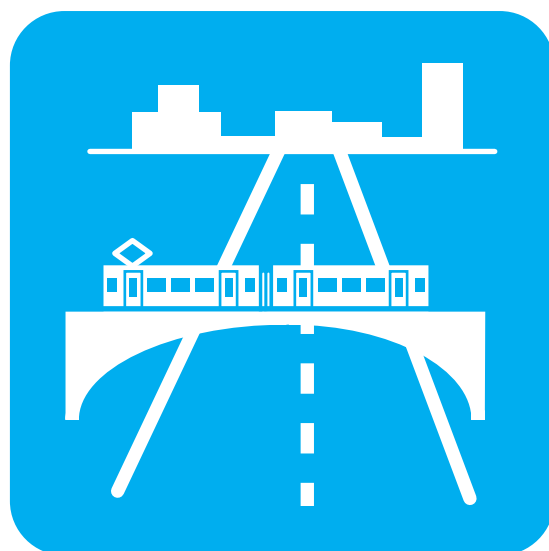


西東京市後期基本計画

◇ 各 論 ◇

安全で快適に暮らすまちづくり



分野全体を取り巻く状況

西東京市では、近年、大規模な住宅開発などが相次ぎ、人口増加による生活環境の変化が見られます。一方、高齢人口の増加も進んでいます。

生活環境や人口構成が変化する中で、多くの市民が景観、道路、公共交通の整備・充実が重要です。

西東京市では、平成 19 年度に人にやさしいまちづくり条例を制定し、バリアフリー化など市・市民・事業者などの協働によるまちづくりを促進するしくみを定めました。計画的に都市計画道路・生活道路の整備を進めるとともに、はなバスの運行など、道路交通環境の充実に取り組んできました。また、保谷駅南口、ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進など、市民の快適な日常生活の実現に取り組んでいます。

引き続き、住宅開発などとの調和を図りながら、だれもが快適に生活できるまちづくりを進めていくことが重要です。

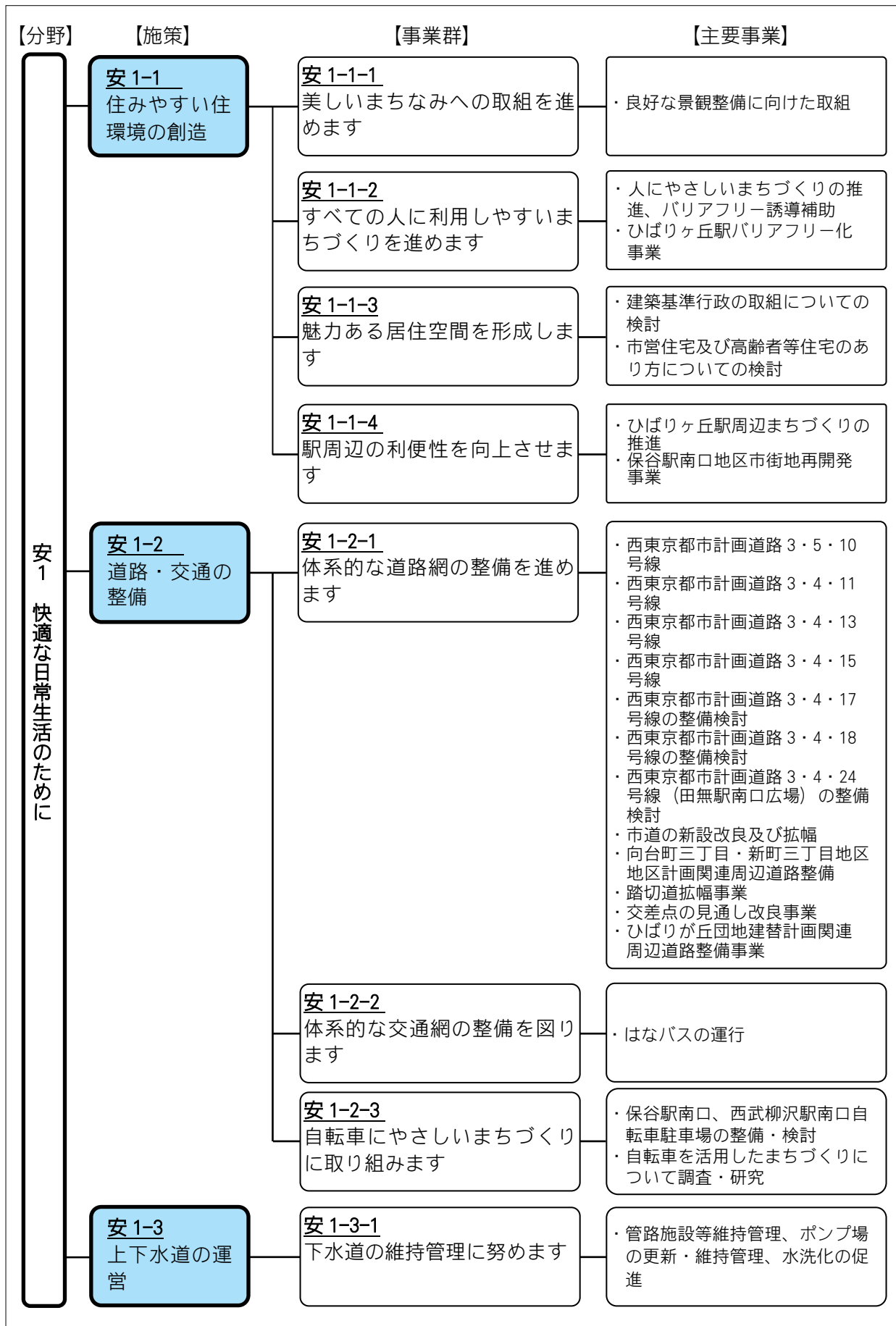
分野全体の目的

住みやすい住環境を創っていくために、市・市民・事業者などが連携協力して、まちづくりの理念や計画をつくりあげていくとともに、地域に対する愛着や誇りを持つまちづくりを積極的に進めていきます。中でも多くの人が集まる駅周辺の整備は、道路や自転車の問題などとあわせて取り組んでいきます。

また、市民意識調査（平成 19 年 9 月）では、道路・交通環境の整備への要望が高いため、安心して歩ける道路をめざし、幹線道路と生活道路の計画的な整備を進めていくとともに、多くの市民に利用されているコミュニティバス（はなバス）のよりよい運行に向けて取り組んでいきます。さらに環境にやさしい身近な交通手段である自転車が活用されるよう、自転車交通環境の整備や自転車駐車場の整備を進めます。

下水道事業は面的な整備はほぼ 100% を達成しているため、適正な維持管理と安定した経営に努めていきます。

■ 安 1 快適な日常生活のために～全体構成～



施策を取り巻く現状

西東京市では、これまで都市計画マスタープランに基づき、良好な景観づくりと市民が生活しやすいまちづくりに取り組んできました。

しかし、まちづくりを取り巻く環境は急激に変化しています。大規模な住宅開発などが進展する中で、良好な景観の整備を求める市民の意識は高まっています。また、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めていく必要があります。

西東京市では、平成 19 年度に人にやさしいまちづくり条例を制定し、バリアフリー化など市・市民・事業者などが協働して行うまちづくりについて決めました。

また、駅周辺の整備では、ひばりヶ丘駅北口の都市計画道路整備とその沿道のまちづくりや保谷駅南口地区市街地再開発事業に取り組んでいます。

施策全体の課題

進展する都市開発と調和の取れた良好な景観整備が必要です。

また、高齢者の増加に対応するため、公共施設や住宅などのバリアフリー化を促進することが必要です。

駅周辺の公共施設の整備については、市民や事業者と連携して各地域の特性にあわせながら検討していくことが必要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 都市開発の進展や人口増加、高齢化などの社会状況の変化に対応した良好な景観整備
- ・ バリアフリー化の推進
- ・ 各地域の特性に応じた駅周辺の整備の推進

用語解説

都市計画マスタープラン：本市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、まちづくりの基本理念、将来像、地域ごとのまちづくりのあり方について定めています。平成 16 年度に策定しました。

バリアフリー：誰もが生活しやすいように建物内や屋外空間の物理的な障壁を取り除くことを指します。

ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報に関するデザインのことを指します。「バリアフリー」の目的は「障害を取り除く」ことですが、「ユニバーサルデザイン」の目的は当初から「障害がない世界をつくる」ことであり、違いがあります。

安 1-1 住みやすい住環境の創造の目標

市民、事業者及び行政が協働し、計画的にまちづくりを進めることにより、住みやすい暮らしの空間を創ります。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
地区計画決定数	2地区 (累積)	5地区 (累積)	↗	住みやすい暮らしの空間を創造するために、西東京市内各区域の特徴に合わせた実効性のある地区計画の決定を進める必要があります。
「ポイ捨て・路上喫煙防止地区」の指定地区数	1地区	5地区	↗	まちの環境美化のため、環境美化キャンペーンの実施や「ポイ捨て・路上喫煙防止地区」を指定してポイ捨てや路上喫煙に対してのマナー、ルール徹底を呼びかけることにより、市民が自主的な清掃活動に取り組みやすい環境づくりを進めていきます。
都市計画道路西3・4・21号線用地取得率	0%	100%	↗	多くの市民が利用する駅周辺の整備を進めることによって、より安心して安全に利用できるようにします。そのために、ひばりヶ丘駅周辺での用地買収を計画的に進め、安心して通ることができる道路整備を進める必要があります。
保谷駅南口地区市街地再開発事業	-	事業完了	-	保谷駅南口地区市街地再開発事業は、駅前の交通環境の改善や、商業の活性化のためにも必要不可欠であり、市民の皆さまより期待されている事業です。 この再開発事業の早期完了をめざして事業に取り組んでいます。

田無駅周辺

「ポイ捨て・路上喫煙防止地区」

～喫煙に関するマナーやルールの徹底へ～

路上喫煙は、煙による不快感を第三者に与えるだけでなく、やけどを負わせる危険もあります。また、たばこの吸殻などのごみのポイ捨てはまちの美観を損ねます。そのため西東京市では、平成20年3月1日から田無駅周辺を「ポイ捨て・路上喫煙防止地区」として指定しています。

なお、地区内には、喫煙が可能な喫煙スポットを設置しています。



課題解決へ向けた主な取組

安1-1-1 美しいまちなみへの取組を進めます

- ・ 都市計画マスタープランに基づき、地域の特性を活かし自然と都市機能の調和した良好な都市づくりを計画的に進めていきます。あわせて、住民の合意形成を図りながら地域固有の景観形成を誘導するための制度などを活用します。
- ・ ゴミ・ゼロ運動など市民の自主的な活動を支援していくとともに、市民と協働して環境美化の取組について検討していきます。

安1-1-2 すべての人に利用しやすいまちづくりを進めます

- ・ 人にやさしいまちづくり条例に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。また、人にやさしいまちづくり推進計画に基づき、市・市民・事業者などが協働したまちづくりを進めます。
- ・ 市内の全駅にエレベーター・エスカレーターを設置していくほか、道路や交通機関、公共施設などを安全に利用できる環境の整備を進めます。
- ・ 人にやさしい歩行者空間の確保のため、費用対効果に配慮しながら段差解消や電線の地中化を関係機関と連携して進めていきます。

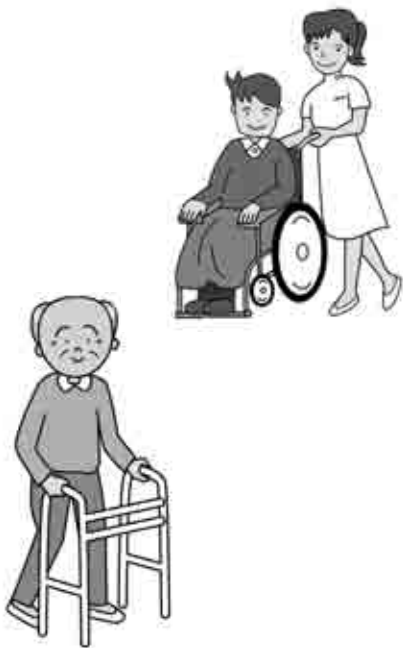
安1-1-3 魅力ある居住空間を形成します

- ・ 住宅マスタープランに基づき、住み慣れた地域でいきいきとした生活をおくれるよう、環境に配慮した魅力ある居住空間をめざしていきます。
- ・ 良好な生活環境の確保のため、建築基準行政の取組について検討します。
- ・ 老朽化した市営住宅のあり方を検討するとともに、高齢者住宅などの確保に努めます。
- ・ ひばりが丘団地の建替え及び民間活力の導入については、引き続き市のまちづくりに整合した地域生活環境の整備を図るとともに、景観などにも配慮した一体的なまちづくりを都市再生機構に要請していきます。

安1-1-4 駅周辺の利便性を向上させます

- ・ 本市北部の商業中心拠点の一つであるひばりヶ丘駅周辺の整備を推進します。南口側は、都営亦六住宅跡地を取得した共同企業体と協議を重ね地区計画を決定しました。その開発に合わせて、自転車駐車場や出張所などを整備します。北口側は、関係権利者をはじめ関係機関などと連携しながら、都市計画道路とのつながりを踏まえたまちづくりに取り組みます。
- ・ 生活に身近な商業施設が集積した保谷駅周辺は、南口地区を市街地再開発事業として、快適で安全な買物環境・良好な住宅環境となるよう整備を進めます。

● バリアフリー新法
～障害のある人が
住みやすいまちをめざして～

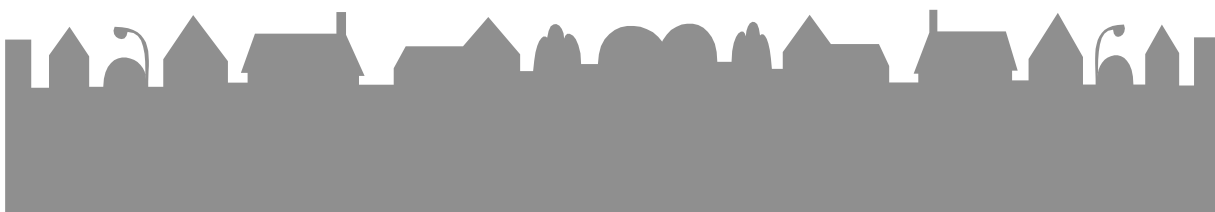
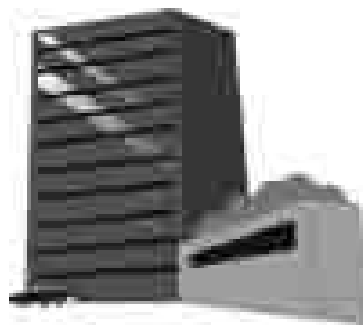


「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」といいます。)が、平成18年6月21日に公布、同年12月20日に施行されました。

バリアフリー新法は、平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(いわゆる「交通バリアフリー法」)と平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(いわゆる「ハートビル法」)を踏まえ、より一体化された新しい法律が求められたことから生まれたものです。

新法はさらに、身体に障害のある人にかぎらず、さまざまなハンディキャップを抱えた人たちをも対象として含んでいます。

また、東京都では平成7年に東京都福祉のまちづくり条例を制定し(平成12年一部改正)、多くの都民に優しいまちづくりを進めるとともに、平成16年には、ハートビル法及び東京都福祉のまちづくり条例の対象とならない既存建築物や小規模建築物のバリアフリー化を進めるための「身近なバリアフリーハンドブック」を作成するなど、独自の取組を進めています。



施策を取り巻く現状

道路交通環境を取り巻く変化として、平成19年度の道路交通法改正があります。飲酒運転への罰則強化、高齢運転者への対策の推進や自転車利用者への対策の推進といった新しい取組が、全国的に求められています。

西東京市では、平成18年度に交通計画、道路整備計画を策定しました。また、はなバスの運行、NPOなどによる高齢者向け移送サービスの展開などの公共交通網の充実にも取り組んでいます。

また、本市では約25%の市民が平日の交通手段として自転車を利用しており、自転車にやさしいまちづくりも求められます。

都市計画道路については、西東京都市計画道路3・2・6号線、3・4・11号線といった路線整備を進めるとともに、「ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進」の基盤事業として3・4・21号線の整備事業にも取り組んでいます。

しかし、市民意識調査によれば、依然として多くの市民が道路交通環境の整備を求めています。

今後も住宅開発などに伴う都市構造の変化に応じて、安全で快適な道路交通環境の整備を総合的に推進する必要があります。

施策全体の課題

安全で快適な日常生活のためには、都市計画道路・生活道路の整備など、道路交通環境の充実が重要であり、住宅開発などの進展にあわせて、計画的に道路ネットワーク形成を図ることが必要です。

一方、市民のニーズに応じたはなバスの運行に取り組むとともに、NPOなどの多様な主体と連携し、バリアフリー化など、人にやさしい公共交通及び関連施設の充実を図る必要があります。

また、自転車の利用や利用時の安全確保もまちづくりの重要課題であり、対応が求められています。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 都市計画道路・生活道路の整備
- ・ 安全で快適な道路ネットワークの速やかな構築
- ・ 公共交通及び施設のバリアフリー化
- ・ 多様な主体の連携による、さまざまなニーズに応じた公共交通の展開
- ・ 自転車を活用したまちづくりの検討

各論

安全で快適に暮らすまちづくり

● 田無駅周辺
「放置自転車禁止区域」

～自転車駐車場の利用の徹底へ～

自転車、バイクなどは手軽な交通手段として利用されています。しかし、駅周辺に自転車などが放置されると歩行者の通行障害となり、緊急時の活動にも影響を及ぼし、まちの美観も損ねます。

自転車駐車場の利用を推進するために、駐車場の整備を進めています。有料自転車駐車場の管理運営は、財団法人自転車駐車場整備センターが行っています。

市内各駅周辺も放置自転車禁止区域に指定しています。



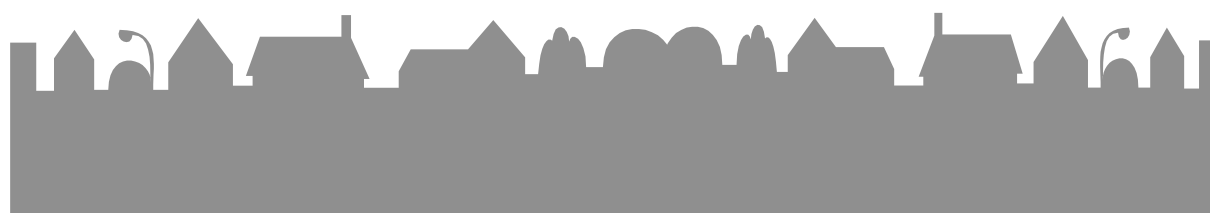
△ 田無駅周辺の自転車等放置禁止区域と自転車駐車場

安 1-2 道路・交通の整備の目標

道路・交通を整備し、市民の日常生活における利便性、安全性の向上をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
市内の都市計画道路整備率	33.0%	計画に基づき整備促進	↗	体系的な道路網の整備を進めることによって、市民の日常生活における利便性や安全性の向上をめざす必要があります。
はなバス利用者数	1,294,405人	1,360,000人	↗	市民の利便性をさらに向上するために、はなバス運行についてルートなどの見直しを行う必要があります。 はなバスの利用者を計ることで、市民が利用しやすい体系的な交通網の整備ができていくか確認することができます。
自転車駐輪場の整備箇所数	—	2か所	—	保谷駅南口、西武柳沢駅南口の駅周辺の自転車駐輪場の整備によって、自転車を利用する市民がより安全に、快適に生活できる環境づくりに取り組む必要があります。



課題解決へ向けた主な取組

安1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます

- ・ 幹線道路については、円滑な車両交通の流れを確保するため、都市計画道路を中心に整備を進め、住宅地や駅周辺などにおける通過交通の侵入を抑制するとともに、避難路としての防災性を高めていきます。特に西東京都市計画道路3・2・6号線については、ゆとりある歩道や植栽帯などで構成される環境施設帯を備えた広幅員の幹線道路として整備します。
- ・ 通勤、通学、買い物などで日常的に利用する生活道路については、安全・快適に利用できるよう整備を進めます。また、道路整備計画に基づき、新設改良や拡幅を計画的に推進していきます。
- ・ これらの道路の整備にあたっては、歩車道の分離や歩道の広幅員化を進め、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。

安1-2-2 体系的な交通網の整備を図ります

- ・ 交通計画に沿った取組を進め、関係機関と連携しながら、人と環境にやさしく、安全・安心に移動できる交通体系の実現を図ります。
- ・ コミュニティバス運行については、交通不便地域の解消に向けて、民間バス事業者の路線との役割を明確にするとともに、道路整備の状況や利用者需要などを考慮しながら、住民のニーズや公共施設へのアクセスに対応するルートの変更や新設などを検討します。
- ・ 鉄道との連続的な立体交差化については、東京都の策定した「踏切対策基本方針」に基づき、近隣市及び交通事業者と調整を図ります。

安1-2-3 自転車にやさしいまちづくりに取り組みます

- ・ 環境にやさしい身近な交通手段として、自転車の活用を促進します。そのための基盤整備として、市内の全駅に有料の自転車駐車を整備します。
- ・ 交通計画を踏まえた自転車の活用を重視した取組について調査・研究していきます。

● コミュニティバス「はなバス」

～さまざまなニーズに対応したバスシステム～

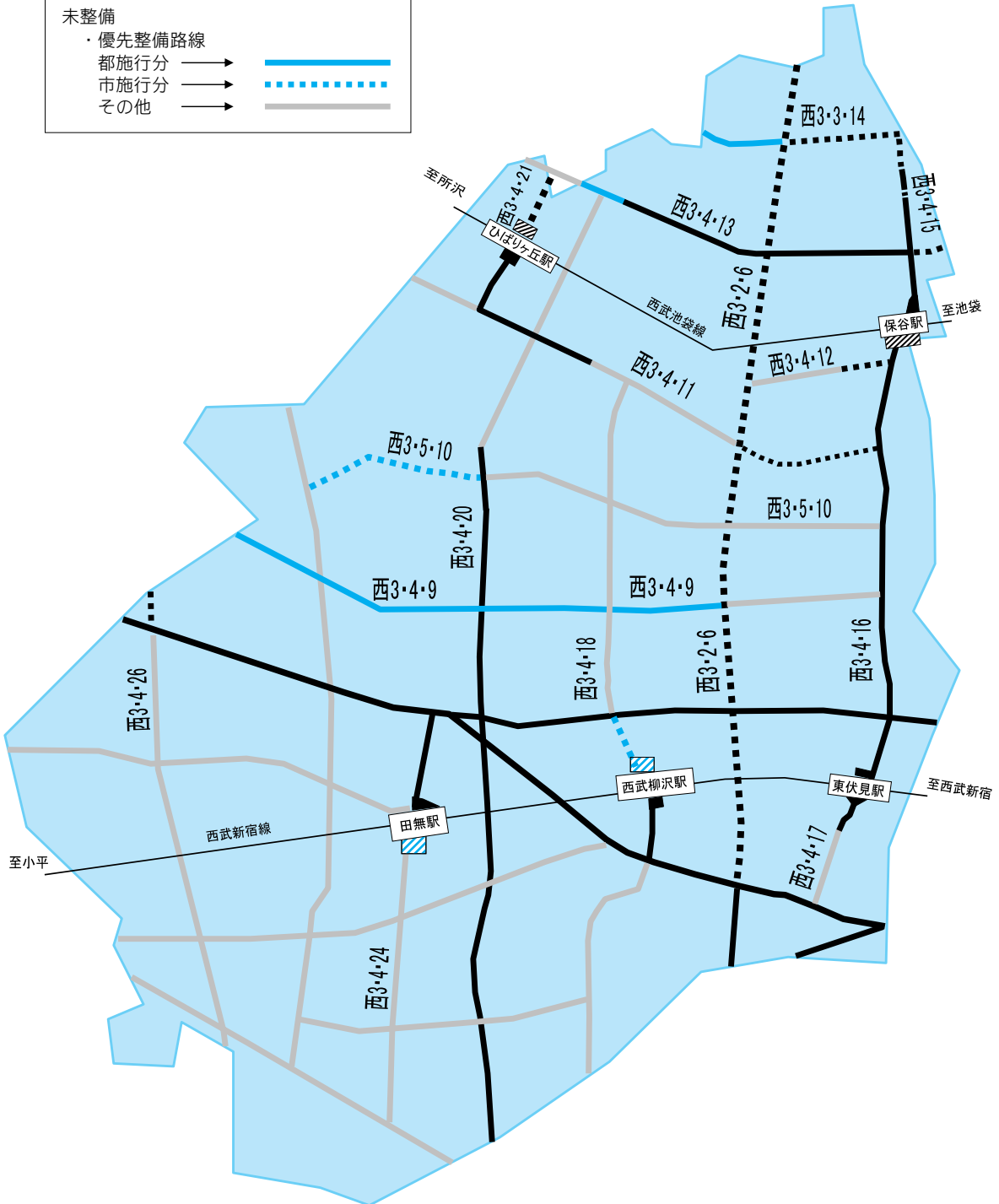


「はなバス」は、既存のバスサービスではカバーしきれないニーズに対応する新たなバスシステムで、公共交通空白地域を中心に市内5路線を運行しています。



■ 都市計画道路の整備状況（平成 21 年 1 月現在）

凡例	
整備済み	→
事業中	→
未整備	
・優先整備路線	→
・都施行分	→
・市施行分	→
・その他	→



施策を取り巻く現状

上下水道は市民生活の重要な基盤の一つです。上水道については、これまで東京都の受託事業として安定供給に努めてきましたが、東京都の「水道長期構想」に基づき、東京都への事務移管を完了しました。

そのため、今後は、安定供給や災害対策などについて、事業者である東京都と連携していくことが必要です。

一方、下水道事業の公共汚水については市全域のほぼ 100%を整備済みです。しかし、管路施設やポンプ場の維持管理については、施設更新を含めて課題となっています。

また、汚水処理費回収率が低くなっている現状から、受益者負担などの観点を踏まえた下水道事業や会計の健全運営を図る必要があります。

施策全体の課題

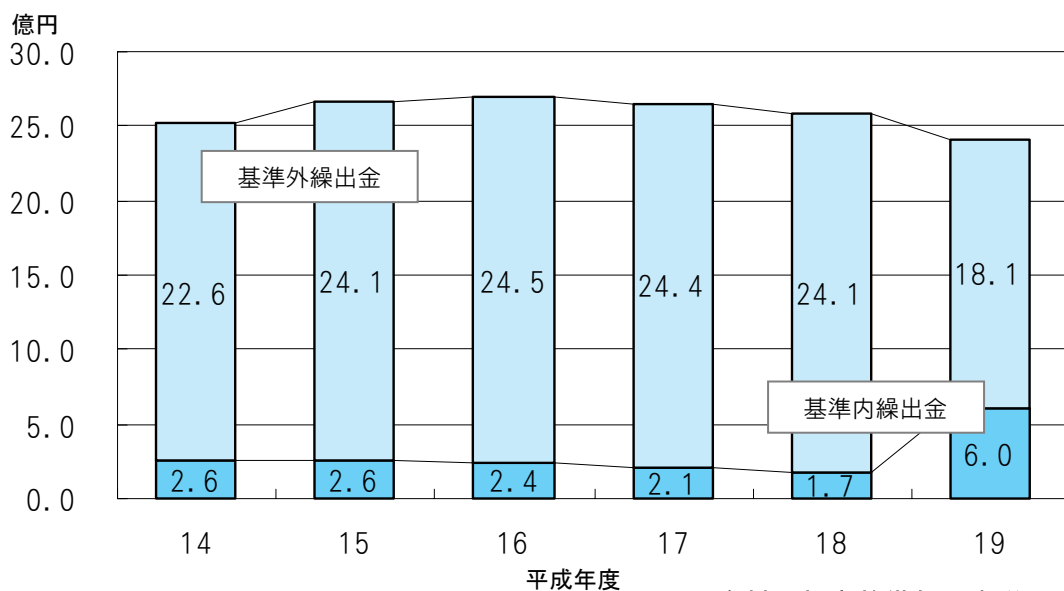
上水道については、安定供給や災害対策について東京都と連携していく必要があります。

下水道については、管路施設、ポンプ場などを適切に維持管理していくため、下水道事業や会計の健全運営の観点を踏まえつつ、施設更新を計画的に進めていく必要があります。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 老朽化した施設の計画的な更新
- ・ 下水道事業・会計の健全経営

■ 西東京市 下水道事業特別会計への繰出金の推移



資料：都市整備部下水道課資料

用語解説

汚水処理費回収率：汚水処理費 100 円当たりの使用料の収入割合のことです。

安 1-3 上下水道の運営の目標

上下水道の安定運営と維持管理に努め、市民の生活を支えます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
下水道施設の更新 (箇所数、延長など)	-	工事の一部を実施	-	市民生活の基盤を安定させるためには、下水道の維持管理を着実にを行うことが重要です。継続的、計画的なポンプ場及び排水管の維持管理、更新を効率的、効果的に行う必要があります。

課題解決へ向けた主な取組

安 1-3-1 下水道の維持管理に努めます

- ・ 下水道事業の污水整備については、高年次排水管の布設替及び管更新やポンプ場の管理など計画的な維持管理に努めていくほか、未水洗化世帯への水洗化を促進していきます。
- ・ 下水道事業について情報公開に努めながら経営の安定化を確保していくとともに、より一層の効率化を図るため、東京都や関連自治体と連携しながら、広域・共同化による下水道事業の運営について研究していきます。

● 下水道を大切に使いましょう ～衛生的で快適な生活を送るために～

毎日の生活から出るトイレ、台所、ふろ、洗濯などの污水を公共下水道に流すことによって、衛生的で快適な生活を送ることができます。

市内から流れ出る污水は、東伏見の青梅街道を起点とし所沢街道を経て、清瀬市下宿の清瀬水再生センター（污水処理場）へと流れています。そこで処理された水は、柳瀬川、墨田川を経て東京湾に流れ込んでいます。

<下水道使用の注意点>

- (1) 油類は流さない
- (2) 水に溶けない物は流さない
- (3) マンホールのふたは開けない

施策全体を取り巻く状況

近年、我が国の防災への取組には大きな変化が見られます。

平成17年2月に中央防災会議は、首都直下地震の被害想定を公表しました。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、市町村に耐震化の促進が求められています。平成19年には新潟県中越沖地震、平成20年には岩手・宮城内陸地震が発生し、あらためて防災体制の構築の重要性への認識が高まっています。

また、自然災害に加え、テロや新興感染症、ネットワーク攻撃などの外部要因や不祥事などの内部要因などの多様な危機から、まちを守る危機管理の必要性が高まっています。

西東京市では、複数の危機事象に総合的に対応するため、平成19年度に危機管理室を設置し、地域防災計画を見直すなど、地域防災体制を構築するとともに、犯罪のない安全なまちづくり条例の制定や西東京市交通安全計画の策定を行い、地域の防犯や交通安全への取組も進めてきました。

また、雨水溢水対策についても、地域の実情を踏まえ、計画的に取り組んできました。

しかし近年、大規模な住宅開発などにより、都市構造は急激に変化しています。こうした変化により地域の防犯・防災の中核を担ってきた自治会などの地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

今後は、引き続き自治会や市民活動団体などと行政の連携を促進し、地域一体となって安心安全なまちづくりをめざす必要があります。

施策全体の目的

阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震などの教訓を元に、災害に強いまちづくりが望まれています。地震や火災などの災害時に対応する防災基盤・ライフライン、緊急体制や地域住民と連携した防災活動など、計画的に危機管理に備えています。

加えて、市の危機管理体制の構築、危機管理の強化など全般的な体制整備が求められています。

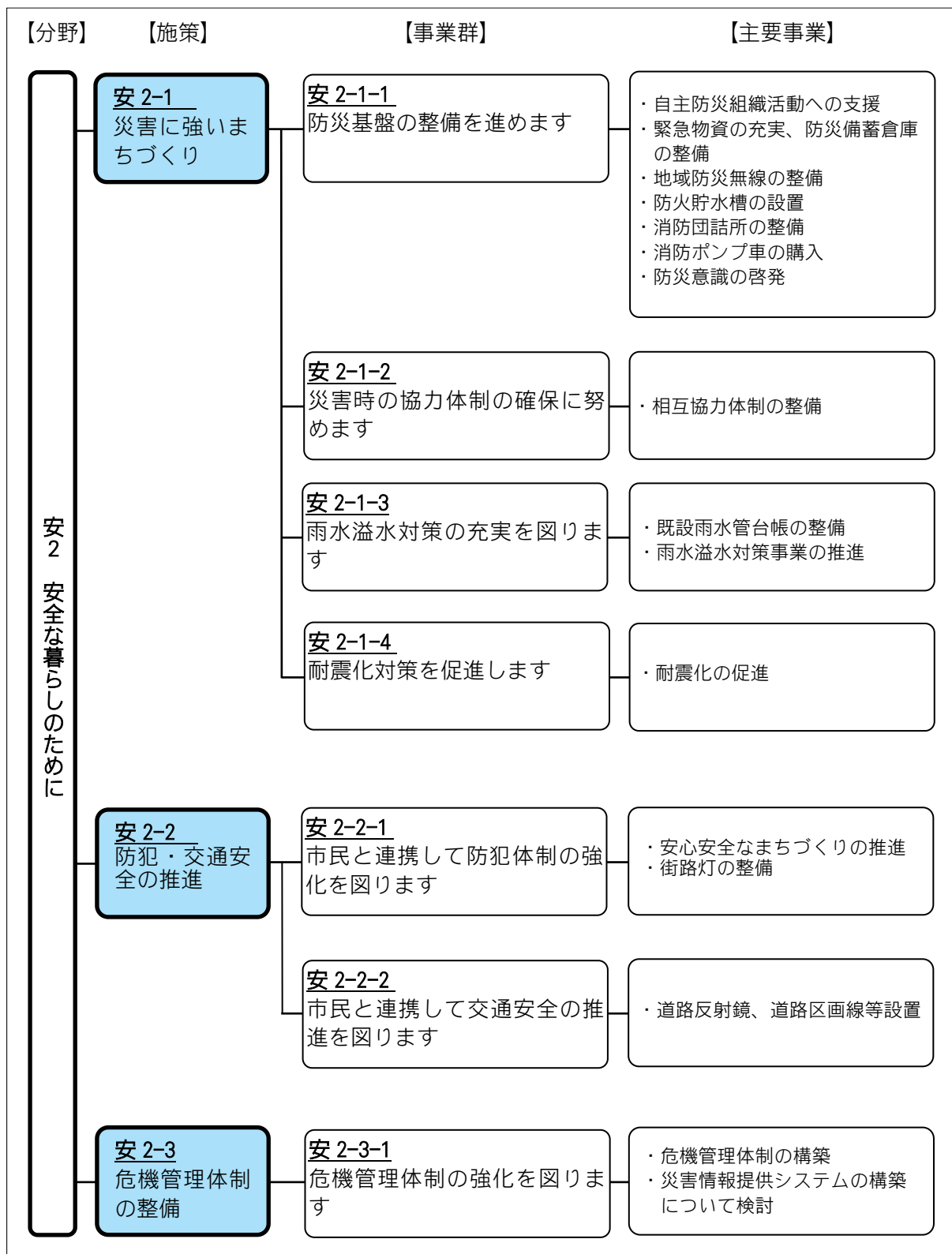
また、台風や集中豪雨による都市型水害に対応するため、溢水地域の整備や河川改修・公共施設などへの治水対策を総合的に進め、都市における安全を確保します。

あわせて、犯罪の予防や交通安全なども地域で力を合わせ、日ごろから市民が一体となって取り組み、安心安全なまちづくりをめざします。

用語解説

新興感染症：新興感染症とは、1970年以降、新たに人での感染が証明された疾患を指します。世界保健機関（WHO）によれば「かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症」と定義されており、近年は、鳥インフルエンザなどが対象となっています。

■ 安2 安全な暮らしのために～全体構成～



◆安 2-1 災害に強いまちづくり

施策を取り巻く現状

近年、災害対策基本法の改正や大規模な地震災害の発生によって、地域での防災への取組はますます重要になっています。

西東京市では、平成19年度に危機管理室を設置し、地域防災計画を見直すなど、災害に強いまちづくりに取り組んできました。

一方、市内には新建築基準法施行以前に建築された住宅が約25%あり、地震災害時の被害が懸念されます。また、雨水溢水が懸念される地域も存在します。

さらに、近年の社会環境の変化により、地域防災の中核を担ってきた自治会などの地域コミュニティが希薄化しています。

引き続き、都市構造の変化に対応しながら耐震化や雨水溢水対策など、防災基盤の整備に計画的に取り組むことが重要です。

あわせて、地域コミュニティや市民活動団体の防災活動への支援や、市内事業所・関係機関などとの相互協力を進め、地域一体となった防災体制の構築に取り組む必要があります。

施策全体の課題

防災基盤の整備のために、助成をはじめとした支援による耐震化の促進が必要です。加えて、雨水溢水対策を中心に、建物及び道路の水害に対する懸念を解消することも重要です。

さらに、地域一体となった防災体制を構築するために、地域コミュニティや市民活動団体への支援や市内事業者・関係機関などとの相互協力を進めるとともに、災害時要援護者への支援体制を構築する必要があります。

また災害を拡大させないため大規模災害時の外出者対策や防災のための意識啓発への取組も必要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 市内事業者・関係機関などとの相互協力
- ・ 防災意識の啓発
- ・ 自主防災組織への支援の充実
- ・ 耐震化の促進
- ・ 雨水溢水対策事業の推進

● 防災市民組織

～自分たちのまちは自分たちで守る～

大災害が起こった場合、防災関係機関は総力をあげて防災活動に取り組みます。しかし、同時に多発する火災や道路の寸断、建物倒壊、停電、断水など被害は多種多様になり、範囲も広域にわたります。そのため、消防や警察などの救援活動がすぐに受けられない可能性があります。そのような時、地域の住民の皆さんが協力して消火、救援活動を行うことは不可欠です。防災市民組織は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方によって組織されています。

▽ 防災市民組織の災害時の活動

情報の収集と伝達	・ 正確な情報の収集、伝達 ・ 防災関係機関との連絡
火災発生防止と初期消火	・ 火の始末の徹底 ・ 初期消火 ・ 消防署への連絡
避難の誘導	・ 避難者を避難場所に誘導
救出援助と災害時要援護者の安全確保	・ 被災者の救出救援 ・ 負傷者等の応急手当、搬送 ・ 高齢者、障害者など災害時要援護者への支援
給食給水	・ 飲料水や食料、生活用品の配分 ・ 炊き出しなどの給食活動
その他	・ 市、消防、警察等機関との協力 ・ 避難場所の運営への協力

安 2-1 災害に強いまちづくりの目標

市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備を計画的に進め、災害に強い安全・安心なまちづくりをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「大規模地震、集中豪雨等の防災対策」に対する市民満足度	11.9%	20.0%	↗	近年発生している大規模地震や集中豪雨への防災対策を促進していく必要があります。また、防災対策は、被災者となる市民自身が認識し、実際に行動できることが重要です。市民意識調査で把握します。
防災市民組織の数	71 組織	100 組織	↗	防災市民組織が組織されることによって、市民が自主的に地域での防災活動を行うようになります。また、防災組織での活動を通じて防災意識が高まり、地域で助けあう防災基盤が整備されます。
雨水溢水対策工事済み箇所	4 か所	11 か所	↗	雨水溢水対策事業（浸透・貯留槽の設置、既設管の改修工事）を計画的に進めていくことで、災害に強い安全・安心なまちづくりにつながります。
住宅の耐震化率	81.4%	93.0%	↗	大規模地震などに対応するために、住宅の耐震化が必要です。西東京市耐震改修促進計画に基づき、平成27年度までに耐震化率を93%とすることを目標としています。

課題解決へ向けた主な取組

安 2-1-1 防災基盤の整備を進めます

- ・ 防災市民組織づくりを促進し、市民主体の地域での防災体制を整えます。
- ・ 防災センターの防災展示コーナーの整備、広報誌などを活用し、市民の防災意識高揚を進めます。
- ・ 防火貯水槽の設置、緊急物質の充実、防災備蓄倉庫の設置、防災行政無線の整備など、計画的に防災基盤を整えていきます。
- ・ 地域消防組織としての消防団の強化が図られるよう、消防団詰所の整備、消防ポンプ車の購入などを計画的に進めていきます。

安 2-1-2 災害時の協力体制の確保に努めます

- ・ 災害時において、地域における連携や、関係機関などとの相互協力体制の確保に努めます。
- ・ 高齢者、障害者など災害時要援護者への支援に向けたしくみづくりや、全庁的な体制構築に努めます。

安 2-1-3 雨水溢水対策の充実を図ります

- ・ 既設の雨水管の管理体制を整え、緊急性の高い地域を中心に、面的な雨水溢水対策を計画的に推進します。
- ・ 公共施設や家庭などへの雨水浸透・貯留施設の整備を進めます。

安 2-1-4 耐震化対策を促進します

- ・ 耐震診断・耐震改修の必要性や重要性を広報し、相談体制を充実するなど、普及啓発活動を推進します。
- ・ 住宅や防災上重要な公共建築物などの耐震化を計画的に促進するため、支援策の充実を図ります。
- ・ ブロック塀の倒壊防止や家具類の転倒防止等、地震時の総合的な安全対策を促進します。

施策を取り巻く現状

安全・安心のある市民生活のためには防犯と交通安全への取組が重要です。

防犯については、平成 16 年 3 月に犯罪のない安全なまちづくり条例を制定し、防犯に関する情報提供や市民の防犯活動への支援に取り組んできました。

交通安全については、平成 18 年度に交通安全計画を策定し、その推進に取り組んできました。

しかし、近年の社会環境の変化により、これまで地域の防犯体制の中心となってきた自治会・町内会などの地域コミュニティが希薄化している傾向が見られます。市民の防犯への意識は高く、市民主体の防犯組織の充実を求める声もあります。

また、人口増加や都市構造の変化によって交通環境が大きく変化し、交通安全への市民の意識も高まっています。

今後は、市民、学校、行政の連携により地域一体となって防犯・交通安全に取り組む、急激に変化する社会構造、交通環境の変化に対応することが求められます。

施策全体の課題

防犯については、社会構造の変化に対応するため、自治会・町内会などの地域コミュニティや市民防犯組織への支援、連携に取り組み、地域の防犯体制を強化する必要があります。

交通安全については、交通環境の変化に対応するため、市民、学校と連携して交通弱者である子どもの安全に力を入れることが重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 市民活動団体への支援
- ・ 市民、学校、行政が連携した防犯、交通安全への取組の強化



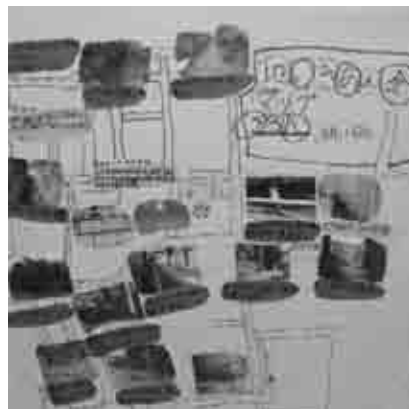
● 地域安全マップ

～自分たちで危険な場所を判断する～

地域安全マップとは？

地域安全マップとは子どもたちが自分たちで町中を歩いて危険な場所（入りやすく見えにくい場所）と安全な場所（入りにくくて見えやすい場所やピーポくんの家など助けを求められる場所）を地図にしたものです。

マップをつくりながら危険な場所・安全な場所を自分で判断できるようになり、危険を回避するための力をつけます。



△ 保谷第一小学校 3 年生の皆さまが作成した地域安全マップ

用語解説

西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例：この条例は、平成 16 年 4 月 1 日に施行しました。だれもが安心して暮らすことができる犯罪のない安全なまちづくりを推進するという目的のもと、市や市民、関係団体が防犯活動に取り組む際、それぞれが担うべき役割を定めています。

安 2-2 防犯・交通安全の推進の目標

防犯や交通安全を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「地域パトロール強化などの防犯対策」の市民満足度	20.9%	32.0%	↗	青色回転灯装備車両によるパトロールを継続実施することで、市民自身が犯罪防止を意識して行動するようになり、地域の防犯対策が浸透していきます。市民意識調査によって、防犯対策の浸透度合いや効果を測ることができます。
刑法犯の発生件数	2,978件	2,500件	↘	市民と相互に連携して防犯活動を行うことで、犯罪に対して強く、安全なまちになります。その結果、刑事事件の発生件数は減少することになります。
街路灯の整備数	132か所	現状維持	→	夜間の道路交通安全及び防犯対策のため、市内の道路上の街路灯を整備し、安全でかつ快適な市民生活環境の向上を図ります。

課題解決へ向けた主な取組

安 2-2-1 市民と連携して防犯体制の強化を図ります

- ・ 犯罪のない安全なまちづくり条例を推進する上で、防犯協会をはじめとする自主防犯団体の防犯活動を積極的に支援するとともに、青色回転灯装備車両によるパトロールを実施し、各種犯罪発生の防止及び子どもに対する犯罪予防に努めます。
- ・ 夜間における市民の安全確保のため、街路灯の整備や、私設の街路灯設置の支援を行うとともに、パトロールや地域安全マップの作製支援を行います。

安 2-2-2 市民と連携して交通安全の推進を図ります

- ・ 交通安全意識を高めるため、関係機関と協力しながら交通安全キャンペーンや交通安全教室を開催します。
- ・ ガードレールやカーブミラー、道路のカラー舗装など、交通安全施設の整備を行うとともに、交通規制について関係機関に要請していきます。
- ・ 関係行政機関や地域安全連絡協議会などの地域市民の協力を得て、子どもの通学時の交通事故や不審者からの安全確保のため取組を推進します。

用語解説

西東京市交通安全計画：この計画は、平成19年3月に策定しました。交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法の規定により西東京市交通安全対策会議を設置し、会議を行い、東京都の第8次交通安全計画に基づき策定したものです。市内の区域における陸上交通の安全に関する大綱となっています。

施策を取り巻く現状

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が平成16年9月に施行され、その中で、国、都、自治体の役割がそれぞれ規定されるなど、自治体の危機管理に関する役割は、これまでと比較し、大きな転換期を迎えています。

従来の自然災害だけではなくテロや新興感染症などの新たな危機への対処も必要となっており、またネットワーク攻撃などの外部要因や不祥事などの内部要因による多様な危機から行政機能を守るなど、行政経営上の危機管理の必要性も高まっています。

施策全体の課題

市内のさまざまな企業・団体との連携の構築を始め、危機に備えたりリスクマネジメントの構築・改善が課題となります。

具体的には、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応など、危機管理の強化を図り、各種計画との整合性を図るなど体制の整備を推進する必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ まち全体での危機に備えたりリスクマネジメント体制の構築・改善

● 西東京市避難場所マップ

～いざという時どこに避難すればよいのか～

西東京市では、災害発生時など、いざという時に市民の皆さんが避難する場所を「西東京市避難場所マップ」としてお知らせしています。ぜひお近くの避難所をご確認ください。

- ・ **広域避難場所**：大地震時に発生する延焼火災などその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園・緑地などを指定。
- ・ **一時(いっとき)避難場所**：広域避難場所へ避難する前に近隣の避難者が一時的に集合する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校などを指定。
- ・ **避難所**：災害による家屋倒壊やその恐れのある方を一時的に受け入れ、保護するための施設。学校、公民館などの建物を指定。
- ・ **二次避難所**：自宅や避難所で生活している高齢者や障害者に対し、状況に応じて介護などのサービスを提供する福祉施設などを指定。



各論
安全で快適に暮らすまちづくり

安 2-3 危機管理体制の整備推進の目標

危機から市民の生命、身体及び財産の安全並びに市の行政執行体制を確保し、安全・安心なまちづくりをめざします

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿（目標値）

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
危機管理体制の構築	—	体制の構築	—	危機管理個別マニュアルの作成及び訓練の実施により、危機に対応するしくみの構築を進めることで、安全な暮らしに寄与します。

課題解決へ向けた主な取組

安 2-3-1 危機管理体制の強化を図ります

- ・ 全庁的、全市的な危機管理体制を構築します。
- ・ 平常業務において発生予測が低い危機や想定がされていなかった危機に対して、必要な対策の検討、構築を行います。
- ・ 職員の危機管理意識を醸成し、危機管理を必要とする事象に積極的に対応するために、研修・訓練などを実施します。
- ・ 危機管理に関するさまざまな活動状況や結果を検証し、絶えず見直すしくみを構築していきます。

● 危機管理室

～市民の安全を守る部署～

<業務案内>

西東京市では、平成19年7月の組織改正により、旧防災課の業務と生活文化課の防犯に関する業務を統合し、危機管理室を設置しました。

危機管理室では、消防に関すること、防犯に関すること、防災に関すること、地域防災計画、国民保護計画に関する業務など、市民の皆さまが安心して暮らすことができる環境づくりを担当しています。

災害や犯罪などは、起こった後だけではなく起こる前の準備が必要な事柄です。また、市民の皆さんの協力が不可欠な事柄でもあります。危機管理室では、日々、市内の危機管理に備えると同時に、市民の皆さまとの連携も強めていきたいと考えています。

また、危機管理室がある防災センターには防災に役立つ防災展示ホールがあります。ぜひご利用ください。



△ 危機管理に関するさまざまな取組

西東京市地域防災計画

～災害から市民を守るために～

西東京市の「地域防災計画」は、災害発生時における市や関係機関の役割を定め、地震災害及び風水害の予防、応急対策及び復旧・復興対策などのあり方を明確化し、総合的に防災に取り組むために策定されました。

○災害時の市民の役割

市民、防災市民組織、事業所が「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本とし、不断に備えを進めるとともに、市、事業所、地域（市民）及びボランティア団体などの連携や相互支援を強め、震災時などに助け合う、社会システムの確立に協力することが求められています。

<具体的役割>

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日ごろからの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器、防災用品の準備
- 4 家具類の転倒防止や窓ガラスなどの落下防止
- 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 6 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど、非常持出用品や簡易トイレの準備
- 7 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法などの確認
- 8 市が行う防災訓練や防災事業へ積極的な参加
- 9 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 10 災害時要援護者がいる家庭における防災市民組織、西東京消防署・田無警察署などへの事前情報提供

